

生成ペレット収集運搬及び処分業務（山本浄水場）

仕様書

安房郡市広域市町村圏事務組合

1. 業務の目的

本業務は、山本浄水場の水処理工程において発生した生成ペレットを、適正かつ円滑に収集・運搬および処分することにより、浄水施設の円滑な運営を維持するとともに、公衆衛生の向上および生活環境の保全を図ることを目的とする。

2. 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 業務場所

館山市山本543番地

4. 処分予定量

90 t / 年

※上記数量は見込みであり、天候や運転状況により増減する。

契約単価に基づき実数精算とする。

5. 収集回数及び時期

業務期間中に24回程度

発注者は、原則として搬出開始日の7日前までに受託者へ収集依頼を行うものとする。

受託者は、速やかに配車計画を作成し、発注者に提出すること。

6. 運搬車両の条件

中型車であること。

車体の両側面に、産業廃棄物収集運搬車である旨、氏名又は名称、許可番号が見やすい大ききさで表示されていること。

車内には産業廃棄物収集運搬業許可証の写しが常備されていること。

悪臭・騒音および粉塵の飛散防止に加え、降雨等による浸水を確実に防止できる措置（防水シートの確実な展張等）を講じ、低騒音走行に努めること。

7. 積込・清掃

浄水場内での作業時間は、平日の9時から16時までを標準とする。

運搬車両はペレット貯留槽の下に配車すること。

積込作業は発注者が操作盤を操作して行う。

受託者は配車・誘導を行い、発注者と連携して作業を進めること。

受託者は積込時の監視、シート掛けおよび車両周辺の手拭き補助を行うこと。

積込および場内運搬中にペレットを飛散・落下（車両の隙間からの流出を含む）させた場合は、直ちに受託者の責任において回収・清掃を行うこと。

なお、発注者の過失であっても、受託者は協力して現状復旧に努めるものと

する。

過積載とならないよう、発注者と密に連絡を取り合い、確認を徹底すること。

8. 運搬及び処分方法

積み込まれたペレットは、積み替え保管を行うことなく、契約時に届け出た最終処分場（または中間処理施設）へ直行すること。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および関係法令を遵守し、適正かつ確実に処分（再生利用を含む）を行うこと。

収集運搬および処分業務の全部または一部を第三者に再委託することは原則として禁止する。

ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

9. ペレットの性状

別添の「溶出分析試験検査報告書」のとおり。

当該汚泥からは放射性物質は検出されておらず、指定廃棄物には該当しない。含水率は20%以下程度（乾燥状態）を見込む。

10. 計量

処分施設に設置された計量法に基づき検定に合格した計量器による計量値を正とする。

受託者は、処分施設が発行する計量証明書（伝票）を、速やかに発注者へ提示すること。

11. 産業廃棄物管理票

発注者が指定する形式に従い、B2票・D票・E票を法令に定める期限内に提出すること。

発注者が、本業務の履行期間中に廃棄物処理法第12条の5に規定される電子情報処理組織（電子マニフェスト）の運用を開始した場合は、受託者は速やかにこれに対応するものとする。

なお、これに伴う受託者側のシステム利用料および通信費等は、受託者の負担とする。

12. 委託料の支払い

本業務の支払いは、毎月末日を締め日とする月払いの実績精算とする。

受注者は、当該月における計量証明書等の関係書類を添えて、速やかに対象期間の業務履行数量について発注者の確認を受けるものとする。

受注者は、前項の確認を得た後、当該月における業務量から請求額を算出し、速やかに請求するものとする。

発注者は、前項の規定による適正な請求書を受領した日から30日以内に、委託料を支払うものとする。

13. 提出書類

受託者は、業務の履行にあたり以下の書類を提出すること。

名 称	部数	提出期限等
業務計画書（運搬経路図等）		業務着手前までに
業務完了報告書	1	業務完了後速やかに （運搬処分の都度）
計量証明書（伝票）	1	
産業廃棄物管理票（各票）および集計表	1	
業務状況写真 （汚泥の積込時、浄水場からの搬出時、処分場への搬入時、処分場での荷下ろし時）	1	
請求書	1	
打合せ議事録	1	必要に応じて

14. 安全管理および事故対応

受託者は、作業中および運搬中の交通事故、ペレットの飛散等の事故防止に細心の注意を払うこと。

万が一事故が発生した場合は、直ちに発注者へ報告し、受託者の責任と負担において応急措置および復旧作業を行うこと。

15. 協議事項

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、その都度、発注者と受託者が誠実に協議して決定するものとする。

待機時間の発生等、受託者の責めによらない事由であっても、原則として追加費用の請求は認めない。